

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	特別障害者手当等支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足利市は、特別障害者手当等支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

栃木県足利市長

## 公表日

令和1年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国手当支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律に則り 認定業務、支給要件確認業務、支給業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②認定要件、受給要件に必要な各種情報の照会 ③転入前の手当台帳情報照会
③システムの名称	手当支給システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
手当情報ファイル 支給停止情報ファイル 所得状況ファイル 支給ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第47項 並びに内閣府・総務省令第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第67、68、85項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第38条、第38条の2、第43条の3の2  ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第9、10、14、16、20、26、55、56の2、87項 並びに内閣府・総務省令第7号 第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第19条、第29条、第30条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 TEL0284-20-2169
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 TEL0284-20-2169

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 課題が残されている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	I-5-①. 評価実施機関における担当部署	福祉部障がい福祉課障がい福祉担当	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当	事後	
平成29年2月24日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 番地 TEL0284-20-2169	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 番地 TEL0284-20-2169	事後	
平成29年2月24日	I-8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 番地 TEL0284-20-2169	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 番地 TEL0284-20-2169	事後	
平成30年8月21日	I-5-②. 評価実施機関における担当部署 所属長	障がい福祉課長 後藤 民司	障がい福祉課長	事後	
令和1年6月27日	1-4-② 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし 番号法第19条7号、別表第二の第67、68、85項  (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第26、56の2、87項 並びに内閣府・総務省令第30条	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第67、68、85項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第38条、第38条の2、第43条の3の2  ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第9、10、14、16、20、26、55、56の2、87項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第19条、第29条、第30条、第44条	事後	
令和1年6月27日	II-1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	
令和1年6月27日	II-2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	